

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請が始まります

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

- ▶支給額 児童一人当たり一律5万円
- ▶受付期間 令和6年2月29日(木)まで必着
- ▶対象児童 H17.4.2 (障がいのある児童はH15.4.2以降)～R6.2.29生
- ▶申請方法 窓口で直接申請又は郵送。郵送の場合、町ホームページから申請書をダウンロード。



ひとり親世帯



その他世帯

申請が必要な方

【ひとり親世帯】 ≪支給時期 申請から2～3か月後≫

- (1)・(2)のいずれかに該当する世帯
- (1)公的年金等を受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方
- (2)食料等の物価高騰の影響を受け、収入が児童扶養手当の受給者と同水準となっている方

【その他世帯】 ≪支給時期 申請、審査後、翌月支給≫

令和5年度の住民税が非課税又は食費等の物価高騰の影響で令和5年1月以降の所得が減少し、非課税と同程度である世帯(収入の高い保護者で判定)の内、次のア～ウのいずれかに該当する世帯。

- ア. R5.3.31時点で18歳未満(障がいのある児童は20歳未満)を養育している世帯
- イ. R5.3.1～R6.2.29生まれの児童を養育する世帯
- ウ. 保護者が公務員で対象児童を養育する世帯

申請不要な方

【ひとり親世帯】 令和5年3月分児童扶養手当を受給した世帯(5月11日支給済)

【その他世帯】 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者



高齢者の健康アップを目指します ～高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業がスタート！～

問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、「保健事業」と「介護予防事業」を一体的に実施し、健康寿命の延伸(自立した生活ができる期間の延伸)を目指します。

○保健事業……健康の保持増進、病気の予防や病気の悪化を予防する。

○介護予防事業……フレイル状態(年齢とともに筋力や心身の活力が低下した状態)に陥るのを予防し、要介護に至らないよう予防する。

【令和5年度実施事業】

- ・地域で行っている健康体操等の教室に、専門職(保健師・栄養士など)が出向き、フレイル予防等に関する健康教育や健康相談を行います。
- ・高齢者の健康状態を把握し、必要と思われる方に電話や面談・訪問等の個別的支援を行います。特に、健康診査を受けていない方や、医療機関への通院なども行っていない「健康状態が不明な方」などにお声掛けを行う予定です。

